



美波町鳥獣侵入防止柵等設置支援事業



有害鳥獣からの農林産物被害の防止・軽減を目的とし、新たに侵入防止柵を自力施工にて設置する場合に、その資材費を、予算の範囲内で助成いたします。

【助成対象】

町内に住所を有し、農業又は林業に従事し収益を得ている者が自力施工にて設置行う場合

【補助額】

侵入防止柵にかかる資材費の2分の1以内(労務費等は含まない)

【申請書に必要なもの】

申請書・見積書・カタログ・図面・設計書及び利用目的が分かる書類

※ 助成対象(件数)は、1軒から可能ですのでお気軽にお問合せください。

※ 以前に他の補助を活用している場所については、対象外となる場合があります。

※ 予算の都合上、要望がそのまま決定ではありませんので、ご注意ください。

※ 申請等につきましては、役場・産業振興課までお問い合わせください。

【お問合せ先】 役場産業振興課 ☎77-3617



南部地域政策総合会議委員を募集します

南部総合県民局では、地域住民との意見交換を通じて連携を強化し、地域の目線に立った政策の立案や地域のニーズを反映した事業を推進するため、地域住民代表との意見交換の場として、「南部地域政策総合会議」を開催しています。

つきましては、南部圏域にお住まいの皆様のご意見を県の施策に反映させるため、委員を募集しています。

- 1 公募委員数 3名程度とします。
- 2 任 期 平成29年5月17日から平成31年5月16日とします。
- 3 応募資格 県南部圏域(阿南市、那賀郡及び海部郡)内に居住する満18歳(募集年の4月1日現在)以上の方で、年数回程度開催される会議に出席できる方。ただし、次に掲げる方を除く。
(1) 国会議員及び地方公共団体の議会の議員
(2) 常勤の国家公務員及び地方公務員
- 4 応募方法 (1) 次の事項を明記した応募用紙(様式自由)
住所、氏名、生年月日、年齢、性別、連絡先(電話番号)、電子メールアドレス、職業、応募の動機、主な経歴等(他の委員等の活動経歴、その他の活動経歴)を明記した用紙
(2) 「新たな魅力を創出し、県南振興のために私たちができること」をテーマとした作文(800字程度)
以上2点を、郵便、持参、電子メール、FAX などの方法でお送りください。
なお、御提出していただいたものはお返しできませんので、予め御了承ください。
- 5 募集期限 平成29年4月21日(金)まで(当日消印有効)
- 6 選考方法 別途定める南部地域政策総合会議公募委員選考要領に基づき、書類選考します。
- 7 選考結果の通知 選考委員会で決定後、速やかに応募者にお知らせします。
- 8 応募及び問い合わせ先

〒779-2305 海部郡美波町奥河内字弁才天17-1
徳島県南部総合県民局経営企画部(美波) 地域振興担当
電話 0884-74-7330 ファクシミリ 0884-74-7337
E-mail nanbu_k_m@pref.tokushima.jp

